

【資料2】

こども健康会議運営業務仕様書

1 事業名

こども健康会議運営業務委託

2 事業の目的

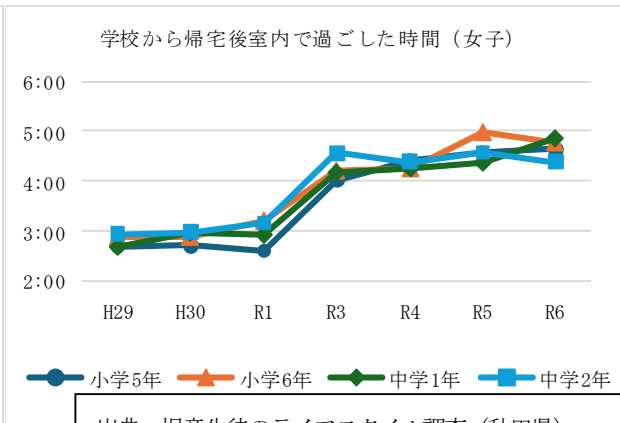
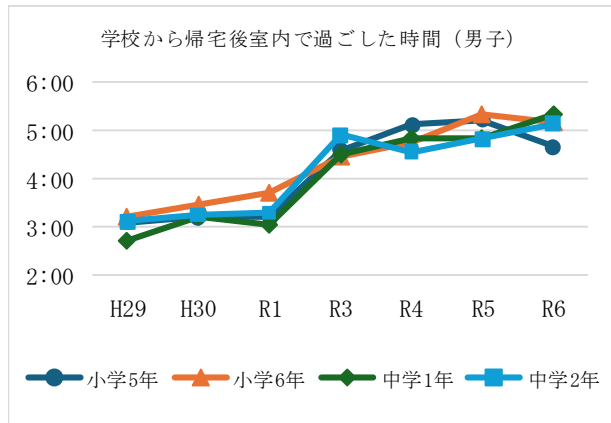
若年期は、生涯にわたり健康に影響を与える生活習慣を形成する重要な時期であるが、生活習慣病の罹患率や受療率、死亡率が他の世代よりも低いことなどにより、健康への関心が必ずしも高いとは言えない。

本県では、肥満傾向児が全国平均より多く、加えて、コロナ禍等の影響により、運動時間の減少やスクリーンタイムの増加など、こどもの生活習慣にも大きな変化が生じていることから、県民の大きな健康課題となっている。

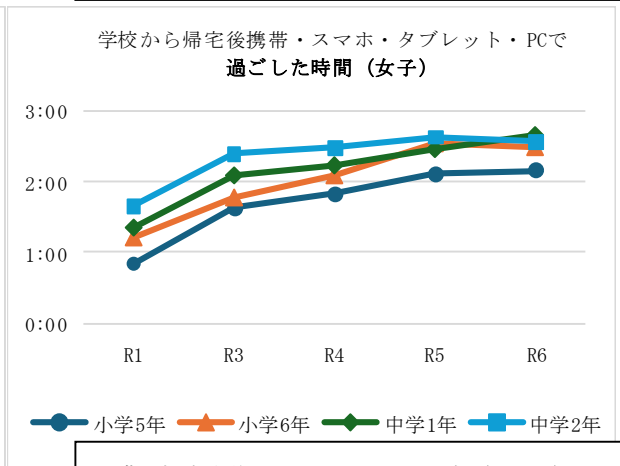
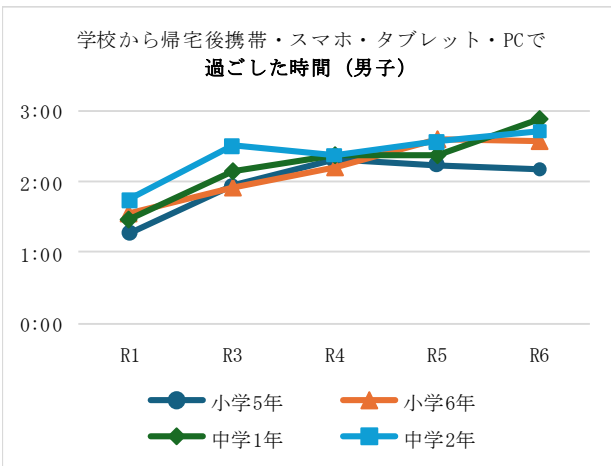
こども健康会議の開催を通じて、普段、健康について考える機会の少ないこどもに、健康について考え、実践してもらうための機会を創出し、健康を自分ごととして捉え、健康づくりに向き合う意識を醸成する。

また、こどもたちの親世代（主に30～40代）は、仕事、家事、育児等で多忙で、健康づくりに取り組む余裕のないことなどを理由に、運動などの健康づくりの取組の実践率が低い世代あることから、こどもたちの実践活動などを通じて、当該世代へも健康づくりを自分ごととして捉える意識の波及を図る。

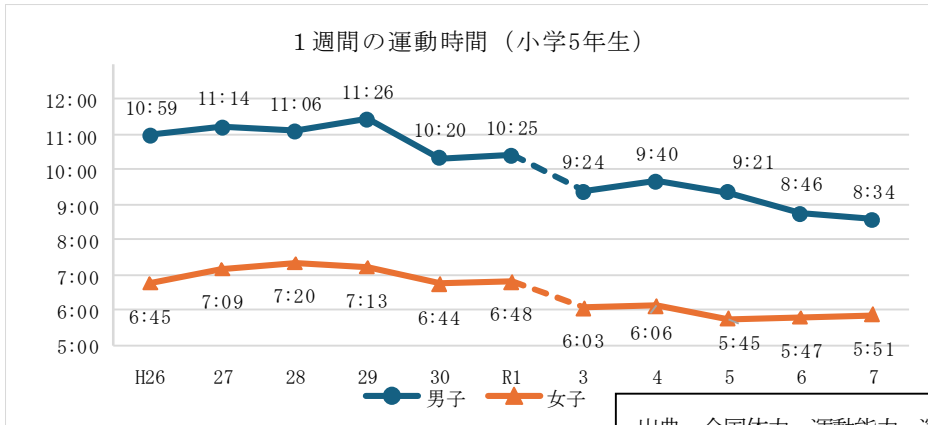
3 こどもの生活習慣及び健康状態に関する現状



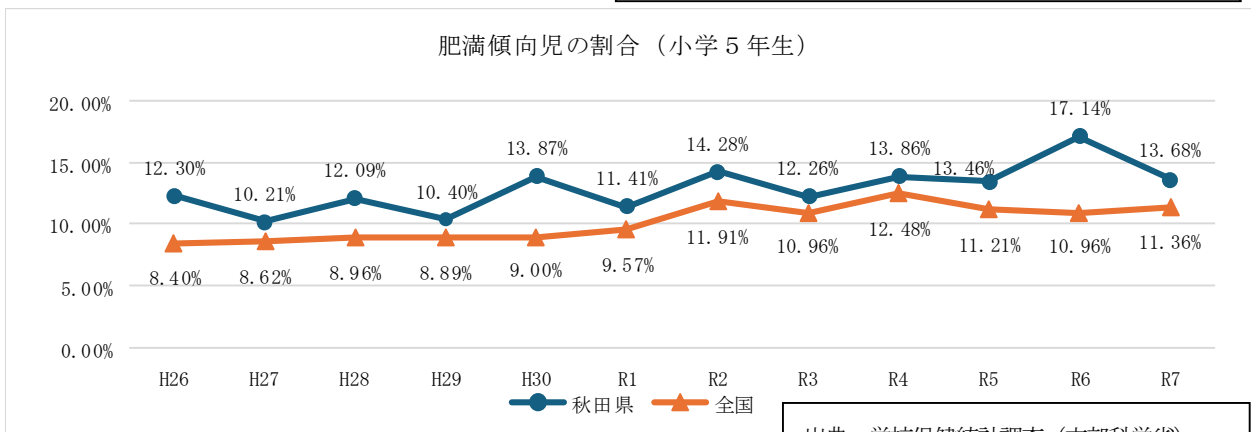
出典：児童生徒のライフスタイル調査（秋田県）



出典：児童生徒のライフスタイル調査（秋田県）



出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）



出典：学校保健統計調査（文部科学省）

4 こども健康会議の開催実績

こども健康会議は令和6年度から2回開催してきたが、開催実績と開催を通じての課題は次のとおり。

項目	実施内容	課題
開催方法	<p>こどもたちから健康づくりに関するアイデアや自分が実践している取組等を募集し、アイデア等を発表してもらう。</p> <p>※募集テーマ R6…健康と運動、R7…考えてみよう！スマートフォンとの上手な付き合い方</p> <p>※発表会場 R6…秋田市にぎわい交流館AU R7…イオンモール秋田</p>	<ul style="list-style-type: none"> アイデアの考案、発表という単発的なイベントにとどまっており、ねらいとする、こども世代、親世代における健康づくりを自分ごととして捉える意識の醸成や行動変容にまでつなげていない。
実施内容	<p>R6…健康づくりに関するアイデア発表、発表者同士の意見交換</p> <p>R7…健康づくりに関するアイデア発表、地域住民によるステージイベント（キッズダンス）、健康づくりに関するブース出展</p> <p>※R7の具体的内容については、別添のイベント案内チラシのとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> R7の実施の際は、ステージイベント開催時とそれ以外での来場者の差が大きかったため、ステージイベント開催時以外も来場者を確保するための工夫が必要。
対象者及び参加実績	<p>小学5年生～中学2年生 (R6…7組12名、R7…6組11名)</p> <p>※参加者募集方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象学年の児童生徒全員に学校を通じて募集チラシを配布（約3万枚）。 ※これまでの募集チラシは添付のとおり。 健康づくり推進課SNS、ウェブサイトにも募集情報を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が少なく、事業効果の範囲が限定的となっている。 募集情報（チラシ）を受け取ったこどもから、もう一つのターゲットである親世代に情報が響いていない。 募集内容が「こども健康会議におけるアイデア発表者」という参加者の役割がイメージしづらいもので、それが応募の障壁となっていたものと考えられる。

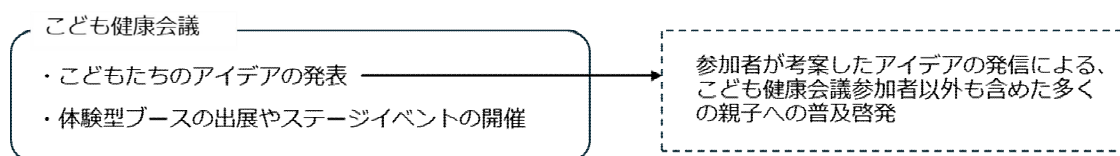
項目	実施内容	課題
参加者の取組の周知方法	当課SNS、ウェブサイトを通じて、参加者のアイデア等を紹介	紹介方法が、参加者のアイデアをSNSやウェブサイトに掲載するのみとなっており、同世代の子どもや親世代への意識の波及を目的とした情報発信としてのインパクトが弱い。

5 課題を踏まえての子ども健康会議の実施方針

(1) 実施方針

「2事業の目的」に加えて、上記アイデア考案及び発表に参加する親子以外のヘルスリテラシーの向上を図るため、アイデア発表に併せて、健康づくりの体験型ブースやステージイベントなど、親子をターゲットにした普及啓発の場を設けるほか、参加者が考案したアイデアを広く認知してもらうための情報発信を実施する。

【実施方針のイメージ】



(2) 開催方法

- ・ 参加者が健康づくりを自分ごととして捉える意識を醸成し、周囲にその取組を波及させていくためには、正しい知識を学び、実践することが重要であるため、県が事前学習機会の提供など、アイデア考案や実践以前の段階から参加者への支援を行う。
- ・ 取組のテーマは、子どもや保護者の参加に当たっての重要な判断材料となることから、親子で関心を持つことができるテーマを設定する。
- ・ 親世代への意識の波及を図るため、保護者等が参加者の取組に一定程度関与できる仕組みとする。
- ・ アイデア発表に併せて、健康づくりの体験型ブースやステージイベントなど、多くの親子が参加したいと思うような普及啓発の場を設ける。

(3) 参加者の募集方法

これまででは対象学年へのチラシの配布のみであったが、親世代にも本取組を認知し、関心を持ってもらうよう、SNS広告の活用など、親世代へのアプローチを強化する。

(4) 参加者の取組の周知方法

子ども健康会議終了後も、マスコミの活用やインフルエンサーとの連携など、参加者が実践した取組や考案したアイデアを広く認知してもらうためのPRを実施する。

6 委託業務の内容

(1) 基本方針の企画立案

子ども健康会議への参加により、参加者やその保護者の意識や行動がどのように変わるのか、期待される効果を整理するとともに、多くの子どもやその保護者が子ども健康会議に魅力を感じ、参加するためのコンセプトや実施内容を企画すること。

(2) こどものアイデア考案及び発表

- ① 参加者募集に当たり、本県のこどもの健康課題に対応したもので、かつ、親子で関心を持つことができる募集テーマを設定すること。
- ② こども健康会議の参加者が健康づくりに関する基礎知識を習得できるよう、参加者に対して、ワークショップ等の事前学習を実施すること。
- ③ 参加者における、基礎知識を基にしたアイデア考案への支援を実施すること。
- ④ 参加者が、考案したアイデアを実践し、家庭、学校など地域での波及を図れるように、必要に応じて参加者への支援を実施すること。
- ⑤ 参加者が、考案したアイデアや実践した取組を発表する機会を設けること。なお、発表は、イオンモール秋田セントラルコートにおいて実施することとし、開催日は令和8年11月15日(日)とする。また、中間発表会の開催など、発表に向けた支援を必要に応じて実施すること。
- ⑥ 参加者のアイデアや実践した取組を、広く県民に認知してもらい、同世代や親世代への意識の波及を図るための情報発信を実施すること。

(3) 健康づくりの体験型ブースやステージイベントの運営

(2) ⑤と併せ、親子を中心とした県民のヘルスリテラシー向上を目的とした健康づくりの体験型ブースや、健康づくりに関連したステージイベントを運営するなど、こども世代、親世代への普及啓発のための集客を工夫すること。

実施内容については、健康づくりに関連したもので、小学校高学年から中学生とその親世代が、関心を持つ内容とすること。

(4) 参加者の募集

アイデア考案及び発表を行う参加者の募集及び受付を実施すること。なお、参加募集の対象は、原則、小学校5年生から中学2年生までとする。

募集は、児童生徒へのチラシ配布に限らず、参加募集対象の属性に応じた効果的な方法により実施するとともに、例えば「こども健康アイデアコンクール」など、応募対象となるこどもたちが、取り組む内容をイメージしやすく、その取組に関心を抱くようなタイトルを提案すること。

(5) 広報の実施

(2) ⑤及び(3)について、より多くの県民に参加してもらうよう、広報活動を実施すること。

また、その他、より効果的な事業実施につながる広報活動について提案すること。

(6) 実施体制

本事業は、次の体制により実施する予定である。

共催及び後援に係る手続きは、県が行うが、必要に応じて、共催団体及び後援団体との調整に対応すること。

【共催】秋田県医師会、イオンモール秋田

【後援】全国健康保険協会(協会けんぽ)秋田支部、秋田魁新報社、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエム秋田

(7) イオンモール秋田との調整

(2) ④及び(3)の実施に当たって、会場となるイオンモール秋田との各種調整に対応すること。

【参考】スケジュール例

これらを踏まえたスケジュール例は次のとおり

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	企画提案募集	審査会 契約締結		参加者募集	第1回WS（健康づくりに関する学習） 学習の継続（探求）	第2回WS（アイデア考案） 家庭や地域での実践	発表、イベント	参加者の活動やアイデアの発信

7 成果物

本業務の成果物として、次のものを納入すること。

- ・業務実績報告書（紙媒体、電子媒体（PDFデータ）1部ずつ）
- ・各種広報に用いた啓発資材一式

8 秘密の保持

本業務の実施に際して知り得た情報については、目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りでない。

9 再委託

受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。

10 その他

- ・受託者に業務を継続させることが困難と県が判断した場合は、協議の上、契約を解除することがある。
- ・報告書をはじめとする成果物の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。